

日光街道の杉並木

池 本 泰 兒

私が中學二年の頃、私の父は宇都宮に住んでゐました。その時丁度父は自轉車を新調しましたので私は面白くてたまらず、直ぐ自轉車の練習を初めました。ハンドルのところはセルロイドか何かで包んであつた立派なものでありませんが、私はそれを新しいうちに轉んで早やそのセルロイ

ドをはがしたりしました。父はその時は何とも云ひませんが、私は其の後そのセルロイドのはけたのを見る毎にいつも悪いことをしたと思ひました。

或る日曜日その自轉車で日光へ行くと云つて家を出ました。日光街道を、その並木道を自轉車で走つたのでありま

す。行きは平氣でありましたが、日光で餘りゆつくりしすぎたものですからとうと歸への途で日が暮れました。餘り上手でもない自轉車乗りがつかれ切つて、日が暮れて、並木の根につまづきつゝ、昔の徒歩者のための道路ですから随分急な勾配がありそこで轉ぶ、わだちに入り込む、もう散々に閉口しながらその道を走りました。私は一刻も早く歸へらうと、燈もついてゐない自轉車の鈴を鳴らしながら家路に急ぎましたか、家に待つてゐた父は、私がもう夜の八時だと云ふのに歸へつて來ないので非常に心配してゐられました。人を頼むやら電話をかけるやらして黙然と考へ込みながら晩酌をしてゐられたのであります。あの日光街道の並木の間を無我夢中で自轉車で駈ける私の事を考へては全くどんなにか心配されたであらうかと今でも想像することも出來ます。晝でも暗い、ふくろの鳴いてゐる、木の根の出てる、あの街道を自轉車で夜走る、ほんとうに親不孝でした。それでも其の夜無事に歸へることは歸へりましたが、もう之れから一切自轉車に乗つてはならぬと嚴

命されました。ところで其の後しばらくは自轉車に乗りませんでした。宇都宮の練兵場に所澤から飛行機が飛んで來たことがありました。それを見に、だまつて自轉車に乗つて行つたのであります。その夜から父はほんとうにおこつて一ヶ月の餘も同じ家に居りながら私に言葉を一言もかけませんでした。とうとう母が見かねて私にあやまらせて許して貰いました。子も子であります。

その自轉車も其の後人にやつてしまわれてもうありません、父はもう亡くなられて既に先月父の三年忌のお祭を私はしました。

其の頃、私は今日道路技術者になつてゐるやうとは夢にも思はぬことであります。こんど偶々日光街道の杉並木の寫真を見つけて當時のことを思ひ出し、昔し懐しの情にかけられ日光街道の杉並木と題し、ペンを取つたのであります。前書の方が永くなりすぎて誠に相濟みませんが、

普通日光街道と申しますのは日光東街道のことでありし

て其の里程と驛の名とは次のやうなものであります。

江戸より日光道中

日本橋	二里
千住	二里七丁
草加	一里卅丁
越ヶ谷	二里卅丁
粕壁	一里半
杉戸	一里半
幸手	二里廿二丁
栗橋	二里
中田	一里半
古河	廿九丁
野木	二里
間々田	一里廿五丁
小山	一里廿五丁
新田	十九丁
小金井	一里半

石橋 一里半

雀の宮 二里三丁

宇都宮 一里

野澤 一里半

徳二郎 二里半

大澤 二里

今市 二里

鉢石 十丁

日光

となつてゐますが、この他に小山から前述の道路と分れるものがあります。小山からの里程と驛名を挙げますと

小山 一里半

飯塚 一里廿四丁

壬生 二里卅八丁

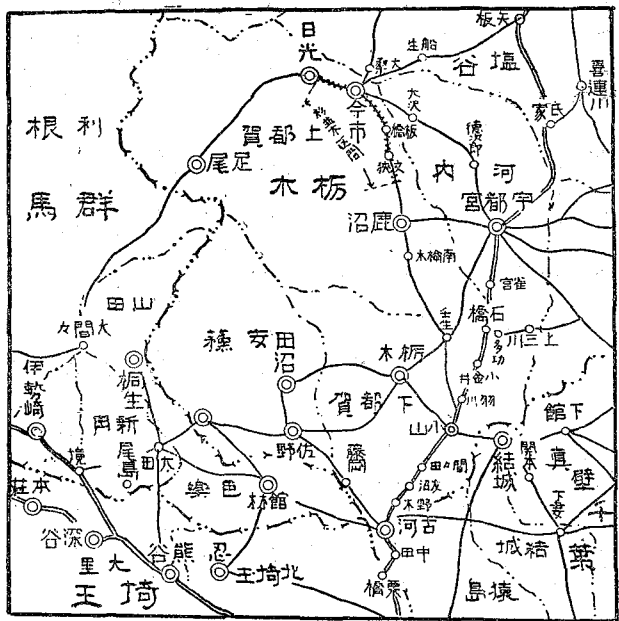
楡木 一里八丁

鹿沼 二里

文挾 二里

板橋 一里
 今市 二里
 鉢石 十丁
 日光

以上であります。これは私の持つてゐる享和年頃の日光街道のことを書いた桂山先生の旅行日誌「日光驛程見聞雜記」と云ふ本に書いてあります。又例幣使街道と云ふのがありまして此の道路は古くから開通してゐたのであります。元和三年東照宮の靈柩を久能山から日光に移す時に修理を加へて立派な街道にしたので、其の後正保三年恒例例幣使の派遣せられるやうになつてからは一層重要視されるやうになつたのであります。



路面の幅員は約三間で両側に並木敷がありまして其の片側の幅は二間乃至十三間であります。この杉並木のある延長は五里二十五町九間でありまして箇所は別圖を参照して頂きたいと思ひます。「日光驛程見聞雜記」には

前略
 富岡村 武子村 小倉村
 界石
 古河より續きて是迄は大抵松の並木街道左右にあり是より御神領にて左右杉の並木なり。右のかた小高き所に、高さ五尺計り幅は一尺五寸もある石表あり。

下野國都賀郡小倉村同國河内郡大澤村同國同郡大桑村自此三所乃至日光二十餘里間植

東照宮

杉於路傍左右並山中十餘里以奉寄進東照宮

慶安元年戊子四月十七日

從五位下松平右衛門大夫源正綱

かく鑄てあり。嚮に松平彈正忠話れしは、此文左まで
の事もなければども羅山を先祖の頼で認め貰ひたりしと
也行過ぎて土人に聞に此石表の裡に篠原善兵衛、圓城
市郎左衛門と云ふ名彫てあり。是は古の櫻本院の家老
の子孫と云ふ

後略

未だに其の石碑があるかどうか見に行きたいと思つてゐ
ます。若し御存じのかたがありましたら寫眞でも願ひたい
ものであります。

寛永の初年頃から廿餘年間もかゝつて三州豊橋の城主松
平右衛門大夫正綱は此の植樹を東照宮に寄進したのであり
ます。

その維持保存の方法を述べますと松平正綱がこの並木を

寄進してからすつと明治の維新までは日光奉行が一切これ
を監督し並木のある地方の人民に其の管理をさせ枯損根返
り等の生じた時には一々其の持場主から届けさせ、伐採し
た木は御本坊の修理用に供したり、又は奉行等の假宅の修
繕に、或は其の村に給して橋梁等普請に用つて居りました。

維新になつてからは等の並木は其の土地と共に一旦國有に
なりましたが、明治三十八年四月十二日に並木は東照宮に
還へされました爾來今日まで東照宮では管理規定を設けて
手入れをなし保存の方法を講じて居ります。その規定を舉
げますならば

境外樹木管理規程

第一條 此ノ規定ニ於テ境外樹木ト稱スルハ假定縣道日
光東街道同西街道及會津西街道ニ屬スル東照宮所有ノ樹木
ヲ謂フ

第二條 境外樹木ハ毎年一回以上手入れ及植繼ヲ爲シ永遠
ニ之ヲ保存スルモノトス

第三條 境外樹木ノ保護及取締ヲ爲サシムル爲メニ看守

人五名ヲ置ク其擔當區域左ノ如シ

第一區 日光町大字日光字松原町尻ヨリ大字野口地内字

十文字マデ 二十五町 一人

第二區 野口地内字十文字ヨリ今市町マデ 十三町

今市町尻ヨリ大澤村大字森友界マデ 八町

今市町尻ヨリ落合村大字明神界マデ 一里十町

今市町大谷向ヨリ倉崎新田界マデ北側

六町二十六間 一人

第三區 大澤村大字森友今市界ヨリ大字山口界マデ

一里二十八丁四間 一人

第四區 落合村大字明神今市界ヨリ大字小倉界石マデ

二里 一人

第五區 今市界ヨリ豊岡村大字大桑マデ

三十四町十七間 一人

第四條 境外樹木ハ枯損及障害木ノ外之レヲ伐採セザル

モノトス。枯損及障害木ヲ伐採セントスルトキハ栃木縣知

事ノ許可ヲ受クルモノトス

第五條 前條ノ樹木ヲ賣却シタルトキハ敷地使用料トシ

テ其ノ收益ノ十分ノ一ヲ栃木縣廳ヘ納付スルモノトス

第六條 此規程ヲ變更セントスルトキハ栃木縣知事ノ認

可ヲ受クルモノトス

追記

例幣使街道と云ふのは、小山町から陸羽街道を分れて栃木町に

出で楡木、鹿沼を経て日光に行つたものか、或は熊谷町にて中

仙道を分れて太田町、福居、富田、佐野町、和泉、栃木町に出

て楡木、鹿沼を経て日光に到るものと何れがほんとうかを、若

し御存じの方がありましたら夫を記載してある書名と共に告知

らせ下さいませ。尙「境外樹木管理規程」中の日光西街道及會

津西街道と云ふのは何處を通る道路かもお知らせ願ひます。